

# 法律相談

弁護士 原田 弘先生

## 法人名義を表札に記載

### — 無断転貸として解除できますか —

#### Q 質問

私は自営業のAさん  
にマンションの一室を賃  
貸しています。Aさんに  
は住居として貸したのに、その後、郵  
便受けや表札にAさんと並んでB会  
社の名前が記載されています。このよ  
うな事を止めさせることは出来るで  
しょうか。

#### A 回答

Aさんに居住用として  
マンションを貸したところ、  
Aさんと共にB会社名義  
の表札が出されたということですが、B  
会社については転貸にあたるとみること  
が出来ます。貸主の貴方の承諾を得な  
いでこれを行えば、無断転貸ということ  
になります。B会社の看板を出すとい  
うことは、個人会社であっても、Aさん  
個人と会社は別人格ですから形式的に  
は転貸となります。それでは、無断転貸  
で直ちに契約解除出来るかといえば、そ  
うでもありません。B会社の看板を出  
しても、税金対策とか経理上の都合に  
よる、いわゆる「法人成り」であって、從  
前とほとんど変わらない利用形態のよ  
うな場合は、信頼関係が破壊さ  
れるととも、従前の使用形態と大きな変更が  
ないような場合は、裁判例では無断転貸とはい  
ふても、契約の解除を認めない

傾向にあります。貴方の場合、Aさんが  
B会社に転貸して賃料を得ているとか、  
B会社に訪れる人が非常に多くなった  
り、電話等の騒音が急に激しくなった  
等の事情があれば賃貸借契約の解除  
が出来ると考えます。この場合、B会社  
に転貸している状況を解消するよう  
求めて、それが改まらないような場合、  
契約解除ということになります。

転貸の外に、本件では用法違反の問  
題があります。貴方は、契約で居住を  
目的として賃貸していますが、Aさん  
はこの制約に違反してはなりません。  
居住目的以外に、B会社の事務所とし  
て使用しているが、その実態が軽微で  
あり、居住目的から逸脱していないよ  
うな場合ですと、ここでも信頼関係が  
破壊されていないとして契約解除を認  
めないのが判例の傾向です。居住目的  
から逸脱しているような場合は、期間  
を定めてこれをやめるよう催告して、  
それでも改まらないようでしたら契約  
を解除するということになります。用  
法違反とまでいえないような場合、契  
約解除は出来ないとしても、用法違反  
に触ることは確かにから、効果は  
別として、内容証明郵便等でB会社の  
表札、看板等を出さないよう請求する  
ことは出来ます。